

富士市定額減税調整給付金のご案内

- 定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対する定額減税調整給付金は、低所得者支援および定額減税を補足する給付として、定額減税の実施とあわせて給付されます。
- 調整給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。
- 同封の**確認書を返送**、またはこのチラシに記載のQRコードからスマートフォンにて**オンライン申請**をしてください。

給付金の支給額

$$\text{所得税} \quad \text{定額減税可能額} - \text{令和6年分推計所得税額} = \text{①}$$

$$\text{住民税所得割} \quad \text{定額減税可能額} - \text{令和6年度分住民税所得割額} = \text{②}$$

$$\text{支給額} = \text{①} + \text{②} \text{ (1万円単位に切上げ)}$$

支給日

富士市が確認書を受理した日から
(またはオンライン申請を受付した日から)

3週間程度

※令和6年分推計所得税額は、令和6年6月20日時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算定した所得税額です。

支給対象および手続き

支給対象者

令和6年1月1日に富士市に住民登録のある方で、以下のいずれにも当てはまる方

- 定額減税可能額が、「**令和6年分推計所得税額**」または「**令和6年度分個人住民税所得割額**」を上回る方
- 令和5年分の合計所得金額が**1,805万円以下の納税義務者**

手続きの方法

確認書を返送する場合

内容を確認し、返送してください。

※基本的に確認書のみを返送していただければ手続きは完了しますが、場合によっては本人確認書類の写しなど同封していただく書類がございますので、届いた確認書をよくご確認ください。

オンライン申請をする場合

右記のQRコードを読み取り、手続きを行ってください。

※オンライン申請をする場合は、確認書を返送いただく必要はありません。



提出期限

令和6年10月31日(消印有効) (オンライン申請する場合も、この日までに申請してください。)

「オンライン申請の流れ」、「よくあるご質問」については裏面をご確認ください。

オンライン申請の流れ



公金受取口座を登録している方

- 手順1 右上に記載のQRコードを読み取り、同封の確認書の上部に記載されている「お問い合わせ番号」と「本人生年月日」を入力し、その後、「メールアドレス」を入力し、ログイン手続きを進めます。共通手順1
- 手順2 本人情報を確認し、「給付希望」ボタンを押します。共通手順2
- 手順3 「公金受取口座を利用する」ボタンを押します。次のページで電話番号を入力します。
- 手順4 「確認」ボタンを押した後、確認ページで入力情報を確認します。問題がなければ、「手続確定」ボタンを押すと手続きが完了します。

今回の給付を受ける口座情報の登録を行う方 ※事前に本人確認書類と通帳またはキャッシュカードの画像をご用意ください。

- 手順1 上記、共通手順1 共通手順2 を実施します。
- 手順2 「その他の口座を利用する」ボタンを押します。
- 手順3 金融機関情報の入力および本人確認書類と通帳またはキャッシュカード(両面)画像をアップロードします。
※通帳またはキャッシュカード(両面)の画像は、金融機関名・支店名/支店番号・口座番号・口座名義(が)がわかるもの
- 手順4 「確認」ボタンを押した後、確認ページで入力情報を確認します。問題がなければ、「手続確定」ボタンを押すと手続きが完了します。

給付金の支給を辞退する方

- 手順1 上記、共通手順1 を実施します。
- 手順2 「給付を辞退する」ボタンを押してから、「はい」ボタンを押すと手続きが完了します。

本人確認書類と なるものの例

マイナンバーカード(顔写真のある面)、健康保険証、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、写真付在留カード など

よくあるご質問

Q: 定額減税とはどのような制度ですか。

A: 納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度の個人住民税1万円を減税する制度です。

Q: 定額減税可能額とは何ですか。

A: 定額減税可能額の計算式

- 所得税分 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数)
- 住民税所得割分 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数)

(例) 配偶者を含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり

- 所得税分 = 3万円 × (1 + 3) = 12万円
- 住民税所得割分 = 1万円 × (1 + 3) = 4万円

Q: 確定申告等により、住民税の税額が変更となり、給付金額に不足が生じた場合はどうなりますか。

A: 令和7年以降に追加給付予定です。

Q: 公金受取口座とは何ですか。

A: マイナンバーカードをお持ちの方が、給付金等の受取のために登録いただいている口座です。なお、登録されている公金受取口座への振り込みができない場合は、改めて手続きが必要となりますので、給付までお時間をいただくことをあらかじめご了承ください。



「定額減税調整給付金」に関する「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。